

第48回 松江市景観審議会  
会 議 録

1. 日 時 令和5年6月5日(月) 13:30~15:00
2. 場 所 松江市役所 本館3階 第2常任委員会室
3. 出席者(敬称略、順不同)
  - (1) 委員(12名中、出席者12名)  
荒尾慎司会長、正岡さち副会長、小草牧子委員、實重彩香委員、  
松本光弘委員、金坂浩史委員、日野由紀子委員、富田秀則委員、  
田淵悟史委員、藤間寛委員、長澤孝之委員、三代暢実委員
  - (2) 事務局(都市整備部建築意審査課)  
井上都市整備部長、江藤住宅政策課長、佐伯建築審査課長  
藤井景観指導係長、岸本主幹、木村主事
4. 議 題
  - (1) 審議事項  
第1号議案(諮問・答申)  
(仮称)大出日山風力発電事業及び(仮称)日向山風力発電事業の  
景観への影響について
5. 傍聴者数 0名(報道関係者除く)
6. 議事
  - (1) 開会  
(岸本主幹)  
失礼します。それでは定刻を少しまわりますけれども、ただいまから第48回松江市景観審議会を開催させていただきます。  
本日進行役を務めます松江市建築審査課景観指導係の岸本と申します。よろしく願いいたします。  
本日は審議事項1件を予定しておりまして、概ね15時を目途として終了という運びにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
本日の出席は欠席者なしということで全員出席となっておりますので、ご承

知おきください。

そうしますと本日の審議会につきましては、原則公開ということとなっておりますので、公開にて行わせていただきます。議事録についても公開ということでございますのでご承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、受け付けの際にご覧いただいたかと思いますが、公開ということになっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして都市整備部部長の井上の方から、皆様にご挨拶申し上げます。

(井上都市整備部長)

皆さまお疲れ様でございます。

先ほど紹介のありました、この 6 月に人事異動で都市整備部の部長になりました井上でございます。これからよろしくお願いいたします。

そういたしますと、第 48 回松江市景観審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき厚くお礼を申し上げます。

ご存知の通り、5 月に新庁舎の第 1 期棟、この建物でございますが、オープンしまして、この真新しい部屋での審議会の開催となっております。

市役所周辺を見渡しますと、新庁舎、道路を挟んで宍道湖の護岸、ホテル白鳥前の千鳥南公園がありまして、これら三つともですね、この景観審議会に諮らせていただいているところでございます。

今後整備が進めば、宍道湖景観を代表する景観の一つになるという風に思っております。

さて、今回の諮問でございますが、今年の 2 月にお諮りをした風力発電、これの続きでございます。

前回の審議会後、環境アセスメントの関係市になりまして、事業者の方から、調査計画の手法を取りまとめたものが記載された方法書というものが届いております。

その方法書に対する市長意見案について、本日はお諮りするものでございます。

委員の皆様の貴重な意見をいただきながら、更なる松江の良好な景観形成に努めて参りたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第 48 回松江市景観審議会の開催にあたっての

挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(岸本主幹)

ありがとうございました。

続きまして、荒尾会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(荒尾会長)

皆様本日はお暑い中、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先ほど井上さんからもお話がありましたように本日の審議事項は 1 件でございますが、時間の許す限り、ご活発なご審議をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(岸本主幹)

ありがとうございました。

それでは議事に入る前にですが、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送にて資料の方、お配りをさせていただいておりますが、まず 1 枚目、A4 の 1 枚もので本日の審議会の次第がございます。

次に右上の方に別紙 1 となっております、A4 で 2 枚組になっているものがございます。

続きまして資料右上の方に別紙 2 と記載してあります資料がございます。

そしてもう一つ、右上に参考資料と記載のある資料、以上 4 点、これを事前にお渡しさせていただいたかと思っております。

よろしいでしょうか。

そして当日配布ということで 3 種類ほど資料を机の上に置かせていただいております。

1 枚目が本日の席次表、もう一つが A4 ワンペーパーですが、松江市長から荒尾会長に諮問という形での諮問書の写しを置かせていただいております。

それと A3 で 3 枚組となっておりますけれども、追加資料ということで、お送りした資料に追加する形のものとなっておりますので、以上ご確認いただきますようお願いいたします。

委員の皆さん、お手元の資料は過不足ございませんでしょうか。

そうしますとこれより先の議事進行につきましては、松江市景観条例第 48 条の規定に基づきまして、会長に進めていただきたいと存じます。

その前にちょっと事務局から一つ、お願いがございますけれども、議事内にお

いて各委員の方から発言をされる際、後の議事録作成を行う上で、発言内容を正確に記したいと思っておりますので、マイクをご使用して発言の方をお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では荒尾会長、よろしくお願いいたします。

## (2) 審議会の成立報告

(荒尾会長)

それではここで本審議会の成立報告をいたします。

委員 12 名が出席しており、松江市景観条例第 48 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数の出席により成立していることを報告します。

本日の審議会の議事録署名人の確認をしておきたいと思っております。

順番でいきますと、6 番の正岡委員にお願いしたいと思っておりますが、正岡委員よろしいでしょうか。

## ※委員了承

ありがとうございます

それでは議事を進行していきたいと思っております。

第 1 号議案について事務局から説明をお願いします。

## (3) 第 1 号議案説明

(藤井景観指導係長)

私の方から第 1 号議案の(仮称)大出日山風力発電事業及び(仮称)日向山風力発電事業の景観への影響についてご説明をさせていただいて、皆様のご意見をいただけたらと思っております。

2 月に説明をさせて頂いておりますので、大体おわかり頂いているかと思いますが、まず 3 ページをご覧ください。

大出日山の風力発電と日向山の風力発電の事業概要について、大体どの位置にあるかということの説明させていただきます。

大出日山については松江城から 18 km、日向山については 24 km ちよつとという距離にありまして、方法書においても、風力発電については、高さ 172m を想定してまして、大出日山については、「発電規模」にありますように 13 基、日向山については 11 基、これは変わらずの形で計画が進んでいる状況となっております。

大出日山については雲南市、安来市の市の堺、日向山については安来市の方で設置が行われる予定となっております。

1 ページ目の方にお戻りください。

今回の議案に関しては1番と2番で大きく分けていまして、1番では大出日山の風力発電、日向山の風力発電に対する松江市の対応について、これまでの経緯と、今後のことについてお話をさせていただきます。

この両事業に関しては、環境アセスメントの対象事業ということで前回もお話しましたが、事業者は環境アセスメントの規定により、県の意見を勘案することとなっております。

そうしたこともあって松江市の対応に関しては2段目になりますけれども、環境アセスメントにおける関係市となって、市長意見を県に提出することで景観への影響の低減を図っていくことを進めています。

経緯としましてですけれども、最初の2段は2月の景観審議会でお諮りしましたので、3つ目から説明しますと、関係市にはなったんですけれども、括弧で書いていますように、景観のみとなっております。ですので、それ以外の環境影響に関しては、松江市は何も言えないという形になっております。4つ目で方法書の縦覧というのが行われました。3月30日から約1ヶ月間、法律で決まっておりますので5月1日まで行われております。

そのあと、5つ目で一般意見の募集ということで、これも縦覧期間プラス2週間、意見を募集しないといけないということになっておりますので、5月18日まで行われたということになっております。

今後のスケジュールについてですけれども、まず最初の2つを飛ばさせてもらって、6月5日、これは今回の景観審議会ということで、市長意見案について諮問答申をさせていただいている状況となっております。次に上の2つなんですけれども、事業者に聞いたところ、近々島根県の方に一般意見の取りまとめを送付するということになっております。

それを受けて県の方は関係市に意見を照会するということになっており、その意見照会を30日程度で市の方は返すような形になっております。

事業者が見解付きの(一般意見の取りまとめを)送付をした90日以内に県の方は、国の方に県知事意見を提出するということになっております。ちょっと(図の)矢印がずれていますけれども、そういったこととなります。

ですので、90日が全体の期限で、そのうちの30日が市町村への意見照会というスケジュールとなっております。

1-3で諮問目的としては、方法書に対する市長意見を県に提出するにあたって、市長意見案を景観審に諮らせていただくというのが今回の議題となっております。

2ページをご覧ください。

環境影響評価法手続きについての概要を載せたものとなっております。

上の方にありますフローに関して簡単に説明をさせていただきます。

一応、手続きとしては4段階あります。

配慮書、方法書、準備書、評価書という順番になっております。

方法書が調査計画とか手法を取りまとめたものとなって、準備書が実際にその実地調査などをして、ほぼ具体的な配置場所等を決めていって、これでどうしましょうかという形になります。また、評価書が最終的なものとなっております。

2月ではこの方法書から松江市が入るかかどうかということをご相談させていただいて、方法書から関係市となっております。

今回関係市になったので、方法書について意見を述べるということになっております。その方法書の具体的なスケジュールとしてはその下段に書いている通りということになっております。

なので現在のところは縦覧、一般の意見募集が終わったところで、事業者としては一般意見の取りまとめが、ほぼほぼ最終段階になっているところになっています。

それがスケジュールとしてあるので、今回、右下にある市長意見案ということで、諮問ということを書かせていただいております。

では、4ページの方をご覧ください。

2月の方で、市長意見案を作るにあたってフォトモンタージュを事業者につけてもらって、それをもとに市長意見案を諮らせていただくということでお話をさせていただいていたんですけども、事業者としては簡易のフォトモンタージュを作っているということと、ガイドライン上には書いてあるが必須ではないということもあって、フォトモンタージュは今回の方法書の次の段階である準備書で出すということになりましたので、今回方法書に関する市長意見案についてはあくまでこの3点のことを踏まえて作成させていただいております。

2-1で松江城からの眺望基準、これは景観計画で定めている基準に照らし合わせながら、2-2は前回2月に開催させていただいた景観審議会における皆さんからのご意見を、2-3では方法書に記載されている事項、この3つを取りまとめながら市長意見案の方を作らせていただいております。

まずこの4ページの下段の方、2-1の松江城からの眺望ということで考え方についてご説明させていただきます。

松江市の景観計画における景観形成基準ということで、松江城の眺望基準が2つあります。

1つ目が天守から見える東西南北の山の稜線を妨げない、2つ目が天守から宍道湖の湖面の見える範囲で嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないというものです。この2つの基準がありますので、これに基づいて今回考えていくということになります。

1つ目の方なんですけれども、前回皆さん意見の方から、風力発電について、数や高さというのがまだわからないというところもあり、どうなるかわからないということもありましたので、単純に1つ目の、山の稜線を妨げないというのは、山の稜線上にあるかどうかということにさせていただいております。ですので、大出日山、日向山両方とも山の稜線上に見えるということで、そういった形で考えております。

2つ目が、これは大出日山と日向山で異なっていて、宍道湖の視界の中で、ちょうど左上に大出日山のあたりに風力発電が見えるということなので、大出日山の方には、眺望基準1と2の両方のことを記載した上で、嫁ヶ島方向への眺望景観への影響への懸念を記載させていただいております。

日向山の方に関してはあくまで山の稜線上に見えるということに関しての記載をさせていただいて、市長意見の方にも取りまとめさせていただいております。

5ページの方をご覧ください。2-2になります。

景観審議会では皆さんからいただいた意見についてになります。

1つ目が実重委員からいただいていた、松江城の眺望において、両発電所が見えるということもあって、その施設の配慮点としてリンクしていた方がいいのかということ。

2つ目がこれも実重委員の方で島根の景観色彩ガイドラインに配慮すべきなのではないかということ。

3つ目が金坂委員で、風力発電のブレードタワーの色彩については、濃い緑や茶色、グレーなどの目立ちにくいもので検討を、ということです。

4つ目が、藤間委員から、出雲の方の風力発電では、航空障害灯が赤色で光るということ、それが自分としては気になるという発言をいただいております。

5つ目が、フォトモンタージュの作成に合わせて展望地から風車までの断面図が欲しいということ。

6つ目が、風力発電の大きさや数が変わる懸念があるということで、こういったことを意見としていただいております。

それに対する松江市の考え及び市長意見への反映ということで右側に移させていただきますと、1つ目がおっしゃられる通りですので、市長意見の方に盛り込ませていただこうと思っております。具体的には、複合的な影響を小さくする

よう施設の形態意匠を合わせることにさせていただいております。

ここでいう複合的な影響ってなんだろうというところもあるんですけども、方法書で、事業者が環境アセスメントの方で、こういう2つ風力発電があった場合の影響ということの評価しないといけない項目がありまして、その記載として複合的な影響という書きぶりでしたので、こういった形になっております。

2つ目と3つ目は基本同じ内容ですので、あわせて考えを話させていただくんですけども、まず追加資料の方をご覧ください。

追加資料の2ページの方になります。

まず委員の意見の補足をさせていただきます。

これは島根の景観色彩ガイドラインにある資料を抜粋させていただいているものになります。この地域Ⅰ、地域Ⅱのところ、大出日山と日向山の風力発電の場所を載せている形になっていまして、ちょうど緑色のところがその区域ということになっています。

それは右下の10番の「山中」ということで、赤色の枠を書かせていただいております。この山の中において島根県が考えている色彩というのが3ページ、4ページに書いてあります。3ページの真ん中の色彩選定のポイントを簡単に説明すると、この地域は樹木の葉の色が景観色の大部分を占めます。基本緑色ということですね。

最後に、「人工物も自然景観に対して融和する色彩が望まれます」ということで、できるだけ溶け込むような色をとということで県としては考えているということになります。

4ページをご覧ください。

具体的にどんな色が溶け込む色なんだということで、県としては事例として、橋梁とかのリブカラーで、写真を6つ置いてますけども、ちょっと濃い目の色ということで、これは金坂委員が言われている濃い緑とか茶色、グレーを指しているのかなということになります。

なので緑を背景にした色に合わせた方がいいんじゃないかということが基本、この島根の景観色彩ガイドラインでは示されている形になります。

ただ一方、資料の方の5ページに戻るんですけども、松江市としては、風車は高さがあり、空を背景とした色が望ましいと思っておりますので、明るい灰色、明白色(めいはくしよく)と読みますけれども、これが望ましく、山背景では、言われる通り島根のガイドラインに沿った色がいいと思います。実際のところは設置の詳細が不明ということもありますし、松江市のエリア外であり、雲南市と安来市での設置ということもありますので、市長意見案の方では、環境アセスメントでいうところの環境融和塗装色という形で書かせていただいております。

以上が2つ目3つ目に対する松江市の考え方になります。



次4つ目、航空障害灯は赤色でないといけないのかという件なんですけども、基本赤か白しかないのので、これは言われる通り白色の方が望ましいと考えてますので、白色にさせていただくように市長意見の方には書かせていただいております。

5つ目に関しての断面図なんですけども、フォトモンタージュが方法書ではなくて準備書の段階で作成されるということですので、その準備書で作成されるフォトモンタージュに合わせてですね、断面図も作って欲しいということは記載させていただいております。

6つ目の風力発電の大きさや数が変わるということなんですけども、6ページを見ていただきたいんですけども、環境アセスメント上ですね、総出力が10%未満の変更は軽微な変更、つまり総ワット数が変わらなければ、数や大きさを変えるは事業者の選択になります。なので例えば風力発電の高さを高くして、一基ごとの出力を大きくして数を減らす、逆に数を増やして、一基の出力数を減らす、もしくは高さを低くするというのは事業者の選択になります。

そういった場合は環境への影響がまた変わってくるということもありますので、5ページに戻っていただいて日向山についても、一応環境アセスメントにおける関係市となることを決めさせていただいて、事業者に関係市の申し出を行ったという対応させていただいております。

以上が前回景観審議会における委員(からの意見)へのこちらの考え方ということになります。

7ページ目、2-3になるんですけども、方法書の記載事項についてお話をさせていただきます。

1番目にフォトモンタージュのことを挙げさせていただいております。準備書の段階でフォトモンタージュを作成して主要な眺望景観への影響についての予測及び評価を実施するということになります。

2番目はこういった形のものが、方法書の方で書かれています。

3番目で補足なんですけども、この方法書以降の手続きにおいて留意する事項に関して風力発電の塗装色を環境融和色にするということで、これは実際には配慮書に書かれている事項なんですけども、方法書の中で、配慮書のことを再掲されているので、ここに書かせてもらっています。

あと5番目としては、この括弧書きは本当は書いてないんですけども、こちらの方でわかりがいいかなと思って書かせていただいております。

この方法書に関する市長意見案への反映として、1番目から説明しますと、フォトモンタージュが今回無いということもあり、具体的な判断が行えないので、松江城からの景観への配慮等の記載ということになっております。

2番目の事業者の記載に関しては、この配慮書の知事意見に対しての事業者の

見解になっていて、その中で、意見聴取に努め、予測及び評価に努めますという、あくまで努めるという形になっているので、知事意見の通り実施するように市長意見の方に記載させていこうと思っております。

3番目に関しては委員の意見の時にも少しお話をした通りなので、市長意見に環境融和色にするように記載をさせていただいております。

4番目に関しても赤色の航空障害灯についてですので、白色の方が望ましいのでその意見を記載させていただいております。

5番目の複合的な影響というのが、先ほど委員の意見の方でもお伝えしましたように、二つの風力発電があった場合の影響のことを指していますので、その選定している主要な眺望点というのは、中に松江城が入っていて、あくまで事業者としては選定するだけなので、こちらとしては松江城からの評価をして欲しいということを書かせていただいたということと、あわせて複合的な影響を小さくしてもらえるように、形態意匠を合わせることを記載させていただいております。

以上、2-1、2-2、2-3を踏まえて、別紙1の市長意見案について、書かせていただきました。この案を持って皆様に意見をいただけたらと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

私の説明は以上です。

#### (4) 第1号議案質疑応答

(荒尾会長)

委員の皆様より、ただいまの説明についてご質問等ありますでしょうか。

第1号議案について本日の審議会で答申したいと考えております。

よろしく願いいたします。

前回の審議会でかなりですね、いろんな意見が出たと思うんですけども、それに加えてまた新たな意見等ございましたら、よろしく願いします。

(實重委員)

前回の意見に対して、いろいろ心配りをいただきましてありがとうございます。

二つほど質問です。今の影響評価のフローの中に、一般市民意見の募集というのがあったんですけども、これが3月の下旬から5月の中旬まで募集されており、その意見については、こちらの方でいろいろ教えていただくことは可能なのでしょうか。

どんな意見が出ているのかなというところが少し気になったところです。

それからもう1点としまして、フォトモンタージュが今回提示されなかった

ということなんですけれども、準備書の段階でこの審議会の中で審議するタイミングがあるんでしょうか。今後予定されているかどうかというところを教えてください。

(藤井景観指導係長)

まず1点目ですけれども、一般意見の取りまとめが出てくるのは、事業者に聞く限りは今週末ぐらいということで、とは聞いています。

この一般意見の取りまとめを、どこまで公開ができるかというのは県と確認しながら、また改めてご回答させていただけたらと思います。

それと2点目の準備書のときということで、実際この審議会が開催されるかどうかということですが、2ページの方をご覧ください。

2ページの方に方法書の手続きということで詳細を書かせていただいているんですけれども、事業者の最後のフローのところ準備書作成というのを書かせていただいております。それが1年半ぐらい先になります。なので令和7年の初めぐらいということで今事業者の方で計画されておられますので、そのタイミングで準備書が出てくるということになります。時期としてはそういった形で、当然、景観審議会の方は開かせていただいておりますね、意見の方を聞きたいと思っております。今のところ、また事業者と連絡をとりながら、このタイミングに合わせた形で早めに委員さんにお伝えしながらですね、また市長意見案の方を諮問させていただけたらと思っております。

以上です。

(正岡委員)

幾つかあるんですけれども、モニタージュが作られなかったということなんですけど、アセスの景観の部分だけのコピーを私たちがもらうということではできないんでしょうか。

どんなふうにかかれていてかっているのが、とても気になるので。

(藤井景観指導係長)

それは今ということですかね。どのタイミングで？

(正岡委員)

今の段階ですと方法書ですし、準備書の段階で私たちがここで話をするのであれば、準備書にどのように書かれているのか。評価書の段階でここにかかるかわからないんですけれども、評価書の段階でもし会議があるのであれば、評価書にこのように書かれていますっていうのを見ることは、私たちが足を運ば

ないと駄目なんでしょうか。

(藤井景観指導係長)

その辺かなりシビアなので、確認しながらとしか言えないですね。

もともと方法書とかこの関係の書類は事業者の持ち物になっていて、現状としては、公開されているタイミングのみ(閲覧可能)になっています。ただ、審議会上必要な最低限の部分に関しては見るができるという取り扱いなのですが、どのあたりまで見せられるかっていうところを今回精査できていなかったです。今回はこの部分だけ、ということで(資料に)入れさせていただいている形なので、今後は縦覧期間に合わせるなり、この部分は県のアセスの担当ともお話ししながらですね、できるようにしたいと思います。

(正岡委員)

ありがとうございます。

というのが、結構アセスの中でも景観ってすごく、軽く見られているというか、他の部分だと、例えば鳥類にこういう悪影響が出ますとか具体的な影響が出るので、明らかにすごく力を入れているのがわかるんですけど、景観の場合は何というか、開き直られるというか、風力発電は未利用エネルギーを使うとても環境にいいものなんだから、新しい景観なんだって開き直られたりとか、要求してもモニタージュもあんまりまともなものが出てこなかったりとかっていうので、良い悪いってというのが人の感覚に任されている部分もあったりして、そういう部分で、他よりも何ていうか力を入れられてない気がとてもするので、そういうのを私たちがここで多分議論しないといけないっていう難しさもあると思うんですけど、どういう数値が出てきても、さほど問題がないとか、気にならないとかっていう風に(方法書などに)文章を書かれてしまうと、そうなんだってわからない住民の方とか、あんまり知識がない方とかだと、そうなんだあんまり影響ないんだっていう風に受け取ってしまったらとかっていうことも起こりうる分野だと思うんです。

だから、議論をするために、アセスの資料も早い段階で見れると、私たちも議論しやすいかなと思うんですけども。できる限りでいいので、よろしく願います。

(藤井景観指導係長)

言われる通りですね、風力発電ではないですけど鉄塔を風力発電に当てはめてはいるんですけども、視覚としては今回0.4°とか0.6°見える形なんですけども、一般的に知られている事実として、2°を超えるとだんだん人は気になる

ようになるということが書かれています。実際他のアセスメントを見ていると、2°を超えていても問題ないというようなことを書かれているようなアセスメントも見受けられるので、言われる通り、専門家なりなんなりに本当に評価してもらったのっていうところはこちらも気になるところもありますので、専門家の意見を評価に入れて欲しいなという文言は、入れさせていただいています。ただ、なかなか手続き法ということもあるので、あくまで向こうも努めるとしか書いてなくて、こちらの思ったような形のもが出てくるかなというところはまた準備書の方で見ていきたいなと思っております。

(金坂委員)

前回色彩のことを言わせていただいて、それをいろいろ拾っていただきましてありがとうございます。

この風力発電の件で、唯一言えるのは色のことぐらいだなと思っているんですけども、それ以外なかなか難しいかなと思っています。いろいろ色に関して検討いただくように要求されていて、それで薄い灰色ですかね、色はきちんと指定するわけではないですけども。唯一ちょっと気になったのが、塗装すること前提で塗装色という話をされているんですけども、確かこないだ話の中で山の中の鉄塔とかってというのが、鉄がさびないようにリン酸処理っていう処理をして、塗装ではない目立たない色もありますよねって話があったかと思います。要するにリン酸処理とかっていうと真っ黒だけではなくてちょっと灰色だとか、そういったものもありますが、それは原則錆びないので、何かそうすると将来にわたって塗装が剥げました、錆が出ましたっていうようなことがないのではないかな。かなり劣悪な環境で考慮された塗装を選ばれるので、余計な心配かもしれませんが、かえってリン酸処理のちょっと濃い目の灰色だとか、黒色だとかっていう方が目立たなくて、長持ちもして、自然との調和もいいのかないかなというのもあるので、その塗装色っていうことに、それこそさっきの話なんですけど、この範囲の色を塗っておけばいいんでしょうみたいなことにならないように、塗装一つもきちんとしたものを選んでいただくように、プラスでお願いできるといいのかなと思いました。

あと、一般の方々の意見をある一定期間聞かれて、その次のステップに大体いんなことが進むんですが、これは今回のことだけではなくて、意見は聞いてるんだけど、だいたい聞いたことになっているというか、それをきちんと見ない市民の方が悪いのかもしれませんが、なかなか、意見の聴取っていうのは届かなくて、ある日突然風力発電が山の上に出てみんな大騒ぎすると思うんですね。前回の松江城のこともそうですけど、せっかく松江市長がSNSでいろいろ情報発信されているので、こんな動きがあるよっていうのを、市長の活動だけではな

くてこういった、景観審議会の経過報告とかいうのもですね、出されると、何か突然山の上に来てざわつくということは少なくなるのかなという風に思いました。

(荒尾会長)

審議会の内容はもう公開されているので、見ようと思えば誰でも今見れる状態ですよ。

あとは見るか見ないかということになるかもしれないですけど。

(藤井景観指導係長)

言われた通り、公開して、ホームページに議事録等は載せてはいますが、もう少し皆さんにわかっていただくような情報提供ができるような形も考えていきたいと思えます。

(小草委員)

すいません前回お休みしていましたので、すでに議論されていたらあれなんですけれども。

まず今日のこの追加資料の方に、技術解説 15 ですね、真ん中のポチのところに、色彩の違いが認識されるのは 2km 程度までとされており、2km を超えると外観形状や見えの大きさが見え方を決定づける要因となるという風にあるということは、今回 15km ないし 25km 近く離れている松江からの、この色の重要さっていうのが、どこまでなのかなというところがまず一つ。

皆さん、再三おっしゃっているように、いろんな議論もさることながら、ここにあるように、もう 2km 以上離れているところってあれば、外観の形状、いわゆる規模感とか、サイズ、ここからどれくらいの高さにどれくらいの幅で、見えてくるのか、そういうことの方がより重要であるという風に考えます。

ですので、先ほどから皆さんがおっしゃっているそのフォトモンタージュ、これは必ず審議会の方で議論させていただきたいということがまず 1 点と、色に関して言えばですね、松江城から、もしくは北側の湖畔からの見え方っていうのはやはり背景が空になる可能性が非常に高いと思われれます。そうなった場合は、市長の意見の通り明灰色ですか、白色に近いグレーに近いようなライトグレーで結構だと思うんですが、これが例えば 2km から、2km 以内の住民の方、地域住民の方に関して、逆に今度白がはっきりとコントラストとして現れてくるという資料もここに載っています。

あくまでも松江市民としては、松江からの見方では、薄いグレーとかそういった色が、景観に合っているという判断ができるんですけれども、そこら辺の地域

住民の方との意見の食い違いが出たときに、どのように最終的に決定されるのか、そういう決定のプロセスなんかがもしわかれば、意見の食い違いがあった場合ですね、教えていただきたいんですけど。

(藤井景観指導係長)

色に関して、追加資料の1ページ目の技術解説15の方で書いてある内容なんですけども、色はそこまでではないのではないかという内容もあってそういった発言だったと思うんですけども、こちら当然、松江市以外というか、実際の設置場所は雲南市と安来市で、景観の条例としては県条例になりますので、県とお話しながらですね、フォトモンタージュも見ながら、決めていくような形としか現時点では申し訳ないですけど言えないという形ですね。ちょうどこの場所から向こうに鉄塔とかが見えますが、あの辺が多分N4.5のリン酸処理をしたような感じの黒っぽい部分なのかなあとは思うんですけども、我々としては、多分白にする方が案外空背景に合うのかなと、そこまで鉄塔ほど影が多くないんじゃないかなと思っています。風力発電に関しては、どちらかという、まっすぐな鉄塔に三本のブレードが引つくような形なので、どちらかという、今のところは白っぽいほうが望ましいんじゃないかなという松江市としては思っています。言われる通りですね、当然安来市や雲南市の考えもありますし、県の考えもありますのでその辺現状の課題としては、こちらも認識していますので、その3市なり県も含めてですね、一番理想的な景観の色を決めていきたいと思っています。

回答になったかどうかわかりませんが以上です。

(富田委員)

やっぱり私も色についてですが、今日追加資料を出されていますが、やっぱり風力発電の風車に関しては、景観に合う色はないと思います。これはどうしようもないと思うんですよ。半分山の稜線があって、まずそこから出たところに風車もあるじゃないですか。それで空の色とグリーンと合わせると難しいんで、やっぱりここにも書いてあるように、グレーですよ。グレーが一番無難にはなると思うんですが、そのためにこの資料とか、今日議論するための何かがあるのかなと思ったんですよ。

写真で合成とかしてありますよね。建物の色とか、でもやっぱりこれは全然色が、建物とかはまた意味が違ってきますんで、参考にはならないと思います。

ただそれで例えばグレーに進めたにしてもですね、今回それでOK出した場合、また次、じゃあ許可が出たんでうちもやりたいという方で、どんどん増えていった場合とかがやっぱり心配されるんですよ。

出雲市の平田の山の方にも、風力発電ありますけど、やっぱり数がああやっつてどんどん増えてくると、決して景観上良いとは思えないんです。

その辺の将来的なこともやっぱり気になりますんで、その辺の配慮もお願いしたいと思います。

(藤井景観指導係長)

そうですね、複数の風力発電の設備が増えたら、というお話ですのでそれに関しては複合的などという記載もありますように、複数ある場合、それは複数あった形で環境アセスメントを事業者がされる話になりますので、その辺の内容も踏まえながら、もし今後増えていくのであればそういったところも踏まえながらこちら景観としての意見を考えていくしかないかなと思います。

現状としては、あくまで手続き法になりますので、そこがちょっと確固かなとは思っております。

以上です。

(三代委員)

先だっの会議の時に、工事の取り付け道路、取付車両の道路がどういう形になるのかということで、もし事業者が差し支えなければ、どういうものがつくかっていうことの図面をぜひ提示願いたいってことを言ったんですね。

それで、それはどういう観点からかっていうと、今回もう 40 年近く前になるんだけれども、昭和天皇が境港にこられて、それで島根半島を見られるんですね。そうしたら、島根半島の美保関側で、採石をしてる場所が 2 ヶ所あったんですよ。そしたら昭和天皇が、これははげ山になつとるけれども、このはげ山っていうのは後程植栽をするのかっていうことを、そこで聞かれたそうです。そしたら、当然植栽なんかしませんからね。取り付け道路があつてそれで切り出して石なり何なりを切り出した後つてのはそのまま放置されてますから。それをやっぱり業者の方に伝えて、環境省とかまだそういうことがない時代に、植栽をするように言ったら 10 年で業者はつぶれたそうです。

植栽もできないんですよ。難しい。取り付け道路なりなんなりでこう山を切つて、はげ山にしますよね。当然ここからもそういう景色が変わるわけだ。

そしたらそういうことまで今回は配慮をしてもらえるかっていう意味で私は言ったんですわ。

(藤井景観指導係長)

まだ計画段階で、具体的な道路とかもわかりませんので…。松江からは距離的には、まず日向山の方に関してはまず手前に山がありますので、ほぼほぼ見えな



いです。

大出日山については、シミュレーションをされるという話になりますのでその辺踏まえて、作っていただくしかないかなと思っております。

(長澤委員)

今、工事の道路を作った時に、切り取りのところが出るというのがありますが、松江からはどう見ても見えないと思います。鉄塔は今の山の稜線があってその奥に170何mですので。ですから、断面図が欲しいって言ったのは、本当に170mその手前に、約500なんぼ(m)の山があってですね、松江城から40何mとか500何m山見てその先に建てるところに170m級のものが建ったときに断面的にどうなるのかというのがはっきり見えない。

ただ、この方向に見えるんでこういうふうに見えるよっていう風な構想でしかないんですが、実際に現場をある程度私は知っておりますんで、あれなんです、付けるのは山の向こう側の方から切ってきますんで、松江から見える側ではない。

前の山があるんで見えないのもありますが、切って入る道路は、山の南側の方を切ってくると思います。

ただ、伯太の分(日向山)については、こちら側の分、山の北側の方を掘ると思いますが、手前の山があって、切ったところは見えないと思います。

近くへ行った時にどれぐらいの範囲が見えるかって言ったら多分、車で通ったときに見える。その程度しか見えませんし、伯太の分、こちらは雲南市から奥出雲町に抜ける農道がございますけど、そこから道がつくんじゃなくて、山佐ダムっていうのをご存知かと思いますが山佐ダムの方から奥田原という…山佐の部分から入るのか、奥田原から入るのかはわかりませんが、安来市分に道路がつくっていう風に、私も雲南市での説明を聞いておりますんで、こちら(大出日山)の部分は向こう側(南側)、こちら(日向山)の部分は北側なんです、多分切り取りの分では見えないと思います。

それから先ほどあった、次々自分のところもつけたいわっていう風な時にどどんついていくかっていうと、この4万2000kwという分が実際にあったときに、電気は起こせば全部買ってもらえるか、起こすことができるかって言ったら、できないですよ今。

蓄電方式ができてれば、今からできるかもわかりませんが、それも限度が多分あると思います。ですので、次々これをやっていくという方向にはないという風に思っています。4万2000kwだったら、1kw家庭で平均使うとすれば4万2000戸ですので、安来市の世帯数よりも少ない雲南市が1万4~5000世帯ですんで、それからすれば4万2000全部常に起きて次できるっていう可能性は、私はない

と思っております。

(松本委員)

松本です。お世話になります。

フォトモンタージュの件ですが、本当にそういう実際に設置された時の色も大切ですが、並びっていうんでしょうかね、こちらから見たときに、どのように見えているのかということが、大きな問題だと思うんですよね。ですからそれは本当は今日でもできていたらよかったんじゃないかなってことがあります。

それと何か繰り返すようなんですが、松江の景観条例ということで、我々が集まっているわけですが、松江の天守閣から見た、或いは我々が見たということばかりを考えておりますが、周辺の市町村からも見えるわけですから、そういうところは、無視なんじゃないかみたいなところが、ちょっと何か引っかかるんですが、それはそれぞれのところなんじゃないか。

(藤井景観指導係長)

当然、こちらはこういう考えですので、と(他市、県と)すり合わせはしていないといけないのは重々わかっていますので、それでいくというところではないです。

当然こっち側の意見だけが一方的に通るわけではないです。景観は全体の、皆さんのものなのでですね、当然雲南市なり、安来市なり、県の考え方も踏まえながらですね、その辺のすり合わせはしていきたいと思っています。なので景観融和色という形で、今後、課題としては上がってきているので、詰めた上で決めていこうと思っております。

(藤間委員)

今のご意見等と似てることになるんですけども、今最初に説明がなかったんですけどもこの参考資料というのが一式ありますが、その中に 8、9 ページに、知事の意見というのが書いてありますけども、これは業者に対しての意見書ですよ。

(藤井景観指導係長)

載せているのは配慮書。だから方法書の一つ手前の際に、雲南市なり、安来市なりの意見を聞いた上で、県が作った意見ということですね。松江市は当然その時入っていないので。

(藤間委員)

これは建設業者に対して知事の意見をこうだからこうしなさいという書面という解釈でよかったですか。

(藤井景観指導係長)

事業者に向けて県がこういった意見でお願いしますってことですね。

(藤間委員)

ですよ。

そうするとこの中に、住民の意見、地域住民の意見等々を広く聞くことと書いてあるんですけども、これを聞いたか聞いてないとかいうのは、県の景観審議会のものになっちゃうんですね。

(藤井景観指導係長)

配慮書の段階で県の意見の形が出ます。その回答は方法書の中に記載されているので、今度のこの方法書に関して島根県は国にまで意見を提出するので、その時にまたこの環境アセスメントの委員会ってのは当然、県の方で行われますのでその中で評価していくっていう形になります。リアルタイムでポンポン進んでいくのではなくて、次の段階で事業者の見解が出されてそこでまた県は方法書の中で評価していくという流れになる。

(金坂委員)

次回、景観審議会に参加してるかどうかわかんないですけど。

この資料の 5 ページ目の下に、灰白色、ライトグレーを採用予定というのはこれは業者の現状、進んでるよという色なんですか。

(藤井景観指導係長)

そうですね。これが一応基本考えている色っていうことで回答はいただいています。

(金坂委員)

あと市長の意見としては、明灰色を意見として提出されるという理解でいいですか。

(藤井景観指導係長)

今のところ当然、安来市なり、雲南市なり、県の考え方もあるので、市としては望ましいとは思ってるけども、市長意見としては書かないです。

あくまで他のところとも調整しないといけないので、環境融和塗装色という風にしています。

(金坂委員)

別紙のこれ(市長意見案)だけが提出されて、こういった資料は添付されないよということですか。

(藤井景観指導係長)

そうですね

(金坂委員)

わかりました。

言わせていただきたかったのは、その採用予定の灰白色っていうのは、言葉じゃなくてきちんとした色見本をといますか。松江市の意見として出す色は、もし決まっているのであれば、きちんとしたこういう色だよというのが、出していただけるとよりいいなと思ったところですが、そういった内容ではなかったのでもし色の話になった場合は、何か色が具体的に言葉の色で皆さんと意見を交わすっていうのなかなか難しいと思うので、具体的にこの色だよっていうのがいただけた方がいいのかなと思います。

フォトモンタージュも結局リアルな色ではないので。

(藤井景観指導係長)

わかりました。

であれば、市長意見の方に実際のマンセル値なり何なりの色を、提示するよう書いたほうがいいということでしょうか。実際の色ってマンセルで必ずしも色がぴったり合うかとか、あと実際にはマットとかいろんな照り具合もあるので、具体的に完全に一致するわけではないんですけども。それか素材なりを提出してもらうようお願いする方がいいのか。どうがいいですかね。とりあえずお願いほどはできるのかなとは思いますが。

実際のものがいいのか、あくまでマンセル値というような色彩の数値でいいのかってところになりますけども。

(金坂委員)

こういう会議で議論する上では色の見本があったほうがいいなと思いました。市長の提出されるものにマンセル値をつける必要はないのかな、かえって危

険かなと思いました。

(藤井景観指導係長)

わかりました。なのでできる限りは素材がわかるようなものを併せて貰えるような形で、実際に景観審議会にかけるときには事業者をお願いをして、直接何か色見本や素材なりをもらえるといいのかなという意味でよろしいですかね。

準備書の段階では事業者さんに、素材等、色がわかるようなものをいただけたらと思います。提出していただけるかわかりませんがとも要望はしていきたいと思います。

(實重委員)

ちょっと先ほどの意見で、この景観審議会の中で、色を検討するということが可能なんでしょうか。特定の色を指定するっていうことが非常に難しいんじゃないかと思っています。

というのも先ほど小草委員からもご意見ありましたように、他市さんからのご意見が出たときにどのようにすり合わせるかという問題があるので、例えばもう検討するのであれば、ガイドラインに沿ったものとか、それからある程度幅を持たせて、無彩色でとかですね、明度はここからここまでぐらいの何か示し方ぐらいしかできないのではないかなと思うんですけども、そこら辺の検討のプロセスですね、他市さんとのバランスも、見合わせながら進めていく必要があるのではないかなと思うんですけども。

いかがでしょうか。

(藤井景観指導係長)

そうですね。

一応意見書に関しては環境融和塗装色、あとは具体的には、準備書が出る段階までのところで県とそういう話をしながら、これぐらいっていう格好がいつということですかね。

(實重委員)

前回の審議会を受けて私が勝手に想像してたところでは、今回フォトモンタージュであるとか、あと住民説明会があったので、その辺りでどんな意見が出たかっていう情報がいただけるのかなと思っていました。今の審議会の中で検討できるっていうのが前回、ああやって意見を出しているの、じゃあ他、追加情報いただいて、どうなんだっていう議論がもう少しできるのではないかなと思っていたところでした。松江市として、景観に配慮して欲しいっていうことは、

皆さん共通の思いだと思うんですけども、松江市の事業ではない以上、業者さんに決定権があって、かつ県とか他市さん、もちろんこの審議会の意見を踏まえて、業者さんが事業決定されますよね。そのプロセスの中で、私たち審議会の委員がどの程度意見を申し上げていいのかっていうところが、まだちょっと計りきれない部分が、あります。

なので、その意見を言わせていただくタイミングであるとか、どんな内容まで踏み込んでいいのかっていうところをお示しいただけると、非常に意見が言いやすいなというところがあります。

(正岡委員)

すいません今のご意見に追加で言わせていただきたいんですけど、今の資料だとこの辺りに立ちますよっていう範囲しか示されていないので、この中のどこにどう13基が配置されるのかとか、先ほどの懸念されていた取り付け道路はどこら辺について、松江市から見えるのかどうか、はげ山になってしまうんじゃないかとかっていう、あまりにも資料が今回少な過ぎて、推測でしか物が言えないというか、それが一人一人の持つ情報によって、意見が違ったりとか、言える部分が違ったりっていうところになるんじゃないかと思うんですね。

だからそれは業者さんがモニタージュを出してくださいって言ったのにちゃんと出してこられなかったというのは、ちょっと誠意がないなと私としては思うところです。配置がこの中にどういうふうになれるかっていうことによって、あれだけ大きいものを立てようと思ったら、木を随分伐採して、地面がかなり見えたりすることになる。基礎を作ろうと思ったら随分伐採しないといけなくなると思うんですね。そうなる伐採した部分がどうなるんだろうとか、そういうようなことも追加で気になってきますし、そうすると配置によってどのぐらいどの位置が伐採されるのかっていうのも違ってきますし、そういったようなことまで意見が言えるのかっていうことも含めて、やっぱり業者さんにもちよつと頑張って資料を出してもらいたかったなあというふうには思います。

私もこれは、これからの要望というか、業者さんへの、なんていうか、こういう審議会をするんだったら、誠意を見せて、ちゃんとした工事をするんであればちゃんとした工事をしてもらいたいなっていう、そういうところです。

(藤井景観指導係長)

そうですね、こちらもお願いはしたんですけども実際には準備書でしかフォトモニタージュは作成されないということでしたので。

皆さんフォトモンタージュを見ながらの議論を、多分本当に期待されていたのは、こちらも前回もそう説明させていただきましたし、ご期待に添えなかったと申し訳ないところだと思っております。なのでちょっとどうしても煮え切らない形の議論になってしまって申し訳なかったとは思っています。ただどうしても現状具体的なものがない中でこちらとしても、市長意見を出すということになりますので、今回お諮りをさせていただいたところになっています。

なので實重委員も言われる通り、どこまでを景観審議会で、というところをもう少し明確にしたいと思えます。

(正岡委員)

すみません、事務局の皆さん責めてるわけではないので、事業をするからには事業者さんにちゃんと出して欲しかったなっていうところですよ。

大分前に景観審議会をしててモンタージュが欲しいですよっていう話は出てたと思うので。

(藤井景観指導係長)

はい。なのでまた準備書の段階で再度景観審議会諮らせていただきますので、その際にはフォトモンタージュができていますので、その中で議論をさせていただけたらと思っております。

(長澤委員)

市長の意見書っていうのがここにまとめられておりますけど、先ほどから皆さんからご意見が出てるように、安来市と雲南市が、建設される元で、ここでこの審議会で何を本当にいえるか、審議することができるかっていうのが明確にない。極端に言えばこの市長の意見書だけについて、皆さん何かありますかという風なことではないでしょうか。

後の色どうこうだとかいう風な部分は、なかなか安来市と雲南市との調和もございまして、どちらかと言えば、あるところ(実際の建設予定地)の方が意見として、県知事がどう聞くのかわかりませんが、通るんじゃないかなという風に思いますんで、その中で、こういうことほどは配慮して欲しいとか、先ほどからあった耐久性の方が重要じゃないかという風なお話だとか、次々増えていったらどうするのかっていう風なところとか、そこらあたりのところで、この市長の意見書についてのご意見を、皆さんのご意見を中心に聞いたらいかがでしょうか。

(小草委員)

今の意見に対してなんですけれども、この市長から出ている意見の妥当性を検討するためには、資料があまりにも少なすぎるということを皆さんおっしゃってるんだと思います。

(荒尾会長)

次の審議はもう、準備書が出て来たとき、令和 7 年のはじめになるということですか。

(藤井景観指導係長)

そうです。

(荒尾会長)

そうすると今、いろんな意見とか確認事項がいっぱい出てきましたけど、それを議論する場はないということでしょうか。

(藤井景観指導係長)

そうですね。

事業者から県に(一般意見の取りまとめが)出るのが間近になりますので、そうするとそこから 30 日以内に県に意見を提出することになります。その 30 日以内で出せる資料としては、出せたとしても一般意見の取りまとめの内容ぐらいだと思います。

ですので、実際に(フォトモンタージュなどの資料を出しての審議を)しようと思うと、準備書の段階かなと考えています。

(井上都市整備部長)

失礼いたします。

本日は全体的にですね、委員の皆様の意見を聞きまして、資料が少ないというのが一番かなというところと、あとこの審議会の意見反映がどの程度されるのかわからないというようなこともあったかなという風に考えているところでございます。

本日はですね、出ました方法書、これについては、なかなか市の方でこれ出してくださいというのが、法的にといいますか、拘束力もないというようなところで、業者の方から出された方法書のみですね、審査をするということになるのかなというふうになっておりまして、それに対する県からの意見の照会、また、市からの意見というのは法的にこの手続き上必要だということでございますので、今回この別紙 1 で、市長意見の案ということで、皆様にお諮りをさせていた



だいたというところでございます。

確かに資料が少ないという事情もあって、この4項目ですが、当然のことと  
いいますか、基本的な項目のみになっているという認識をしておりますし、とに  
かく②ではフォトモンタージュについては、ちゃんと事前開示してよと、今後の  
ことについても意見を述べるというような意見になっておるところでございます。

今後でございますけど、先ほどからありますが、令和7年初めに、次の準備書  
ということで、これで事業の内容が概ね決まるといいますか、固まった段階での  
準備書というものが出されまして、今回と同じようにですね、また審議会で審議  
をしていただくという手順になろうかと思えます。

その上でまた同じように市としての意見、これを出して、最終的な評価書とい  
うことになろうかなという風に思っておるわけでございますし、必ずしもこの  
チャンスしかないということではないというところでございますし、次の段階  
ではきちとした資料も揃うのではないかと考えておりますので、本  
日はこの方法書における市の意見書ということについて、確かに資料が少ない  
ということで、申し訳ございませんけど、審議をしていただけたらという風に考  
えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### (5) 第1号議案答申

(荒尾会長)

それでは答申内容のまとめに入りたいと思えますけどよろしいでしょうか。

ちょっといろんな資料が不足していたということもございまして、お願い  
とか確認をお願いしますみたいなことしかもう多分なかったかなという感じが  
しますが。

今日の第1号議案については、事務局案に異議なしで答案してもよろしいで  
しょうか。

いろんな意見はあったと思えますけども、よろしいでしょうか。

#### ※委員了承

そういうことで事務局案に異議なしということで、答申をしたいと思えます。  
ありがとうございました。

以上で議事を終了したいと思います。

それでは今後の進行を事務局へお返しします。

(岸本主幹)

ありがとうございました。

荒尾会長には円滑な議事を進行いただきまして、ありがとうございました。  
そうしますと、長時間にわたりましたけれども。

以上をもちまして、第 48 回の松江市景観審議会を閉会させていただきたいと思  
います。

本日はありがとうございました。

(7) 閉会

署名

---

署名

---